

限度額適用認定証のご案内

限度額認定証を窓口へ提示いただくと、一定以上の高額療養費に該当する患者さまは

お支払いが安くなります



2週間の入院で入院費用の概算が30万円と言われました。
退院時の支払いに不安があります。
どうしたらよいでしょうか？



限度額適用認定証の申請をお勧めします

・ 限度額適用認定証とは…？

高額な医療費がかかる場合に、ひと月の一医療機関ごとの窓口支払額が、自己負担限度額までに軽減される制度です。

● 自己負担限度額とは？（70歳未満の場合）

対象者	自己負担限度額(月額)	多数該当
ア 標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ 標準報酬月額 53万～79万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ 標準報酬月額 28万～50万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ 標準報酬月額 26万円以下	57,600円	
オ 低所得者 住民税非課税	35,400円	24,600円

- ・入院時の食事代、差額ベッド代、病衣代などの保険適用外の費用は対象になりません。
- ・医療費が著しく高額となる場合には上記の自己負担限度額を超える場合もあります。
- ・対象者の所得区分は保険者によって異なりますので、詳しくは加入保険者へお尋ねください。

★70歳以上の場合は裏面を参照ください★

● 申請手続きについて

加入されている医療保険の保険者に申請を行い、発行された認定証を総合受付⑥番窓口
に提示してください。

☆ ご注意ください！ ☆

- ・手続きをした月からの適用になります。月が変わると前月の分には適用されません。
- ・限度額適用認定証が間に合わなかった場合には、ご自身で保険者へ高額医療の払い戻しを
お願いいたします。当院からの払い戻しはいたしませんので、ご了承ください。

限度額適用認定証の申請方法は、以下の通りです

【 70歳未満の方 】

- ① 国民健康保険の方
市役所(役場)へ国民健康保険証と印鑑を持参し、申請してください。
- ② 協会けんぽの方
全国健康保険協会各支部へ保険証と印鑑を持参し、申請してください。
- ③ 上記以外(共済、組合、自衛など)の方
お勤め先の担当の方へお尋ねください。

【 70歳以上の方 】 平成30年8月からの上限額

	適用区分	外来(個人ごと)・外来+入院(世帯ごと)	
現 役 並 み	Ⅲ 課税所得 690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 「多数回 140,100円(※2)」	
	Ⅱ 課税所得 380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 「多数回 93,000円(※2)」	
	Ⅰ 課税所得 145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 「多数回 44,400円(※2)」	
一 般	課税所得 145万円未満(※1)	18,000円 「年間の上限 144,000円」	57,600円 「多数回 44,400円(※2)」
住 民 税 非 課 税	Ⅱ 住民税非課税世帯(※3)	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入 80万円以下など)(※3)		15,000円

(※1)世帯収入の合計額が520万円未満の場合や「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

(※2)過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

(※3)住民税非課税世帯の方については、従来どおり、限度額適用・標準負担額減額認定証を発行します。

ご不明な点は総合受付⑥番窓口までお問い合わせください